

○吹田市立総合運動場条例

平成6年3月31日条例第4号

(設置)

第1条 市民のスポーツの振興と健康の維持増進を図ることを目的として、総合運動場を設置する。

(名称及び位置)

第2条 総合運動場の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 吹田市立総合運動場
- (2) 位置 吹田市竹谷町37番1号

(事業)

第3条 総合運動場は、その設置目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツ活動の指導及び助言に関すること。
- (2) スポーツに係る競技会及び講習会の開催に関すること。
- (3) スポーツ活動の指導者の養成に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事業

(使用の許可)

第4条 総合運動場の施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(許可の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。

- (1) 営利を目的とする事業を実施すると認められるとき。
- (2) 管理上やむを得ない事情があるとき。
- (3) その他市長が不適當と認めるとき。

(許可の取消し等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、若しくはその使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく市長の指示に違反したとき。
- (2) 前条各号のいずれかに該当したとき。
- (3) 災害その他緊急やむを得ない事由により、市長が特に必要があると認めるとき。

(使用料)

第7条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の許可を受けたときに別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

2 使用料は、市長が特別の理由があると認めるときは、減額し、又は免除することができる。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（特別の設備の設置等）

第8条 使用者は、特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

（免責）

第9条 この条例に基づく処分によって使用者に生じた損害については、市長は一切その責めに任じない。

（指定管理者による管理）

第10条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に総合運動場の管理に係る次に掲げる業務を行わせることができる。

（1） 使用の許可に関する業務

（2） 使用料の徴収に関する業務

（3） 施設及び附属設備等の維持管理に関する業務

（4） 前3号に掲げるもののほか、総合運動場の管理に関し市長が必要と認める業務

2 市長は、前項の規定により指定管理者に総合運動場の管理を行わせる場合においては、規則で定めるところにより、あらかじめ申請した団体のうち、総合運動場の設置目的を最も効果的に達成できると認められる団体を指定管理者として指定する。

3 市長は、指定管理者に対して、管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

4 市長は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

5 第1項の規定により指定管理者に総合運動場の管理を行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、第4条から第6条まで、第7条第1項及び前2条中「市長」とあるのは、「指

定管理者」とする。

（指定管理者候補者選定委員会）

第11条 前条第1項の規定により指定管理者に総合運動場の管理を行わせる場合においては、本市に、市長の附属機関として、指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会は、市長の諮問に応じ、前条第2項の規定により指定しようとする団体の選定及び指定管理者の評価について審議し、答申するものとする。

3 選定委員会は、委員5人以内で組織する。

4 委員は、学識経験者その他規則で定める者のうちから、必要の都度市長が委嘱し、又は任命する。

5 委員の任期は、当該諮問に対する答申の時までとする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（委任）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成6年5月15日から施行する。ただし、第3条、第5条、第6条、第8条、第10条から第12条まで、第14条、第15条及び別表の規定は、同年4月1日から施行する。

（以下省略）

附 則（省略）

附 則（令和元年12月27日条例第55号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の吹田市立総合運動場条例別表の規定は、令和2年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和7年1月9日条例第7号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の吹田市立総合運動場条例別表の規定は、令和7年4月1日以後の申請に係る使用料について適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第7条関係）

総合運動場使用料

1 専用使用の場合

使用施設	使用時間帯	使用料の額
トラック	開場時刻から午後1時まで	1時間につき1,350円
	午後1時から午後5時まで	1時間につき2,250円
	午後5時から閉場時刻まで	1時間につき2,920円
フィールド	開場時刻から午後1時まで	1時間につき3,000円
	午後1時から午後5時まで	1時間につき5,000円
	午後5時から閉場時刻まで	1時間につき6,500円

備考

- 1 専用使用は、10人以上の者で構成される団体が使用する場合に許可する。
- 2 団体の所在地が市外にあるときは、本表使用料の10割の割増使用料を併せて徴収する。
- 3 フィールドについて、半面のみを使用するときは、本表使用料の2分の1の使用料を徴収する。
- 4 市長が定める附属設備等を使用するときは、本表使用料のほか、市長が定める使用料を徴収する。

2 個人使用の場合

使用者	使用料の額
小学生・中学生	1時間につき70円
一般	1時間につき150円

備考

- 1 「一般」には、小学校就学前の者を含まない。

- 2 使用者の住所及び勤務先又は就学する学校等の所在地のいずれもが市外にあるときは、本表使用料の10割の割増使用料を併せて徴収する。
- 3 本表使用料の徴収は、市長の発行する回数券を提出させることにより行うことができる。
- 4 前項の回数券は、11枚で1つづりとし、1つづりの販売金額は、回数券1枚の額面金額の10倍に相当する金額とする。